

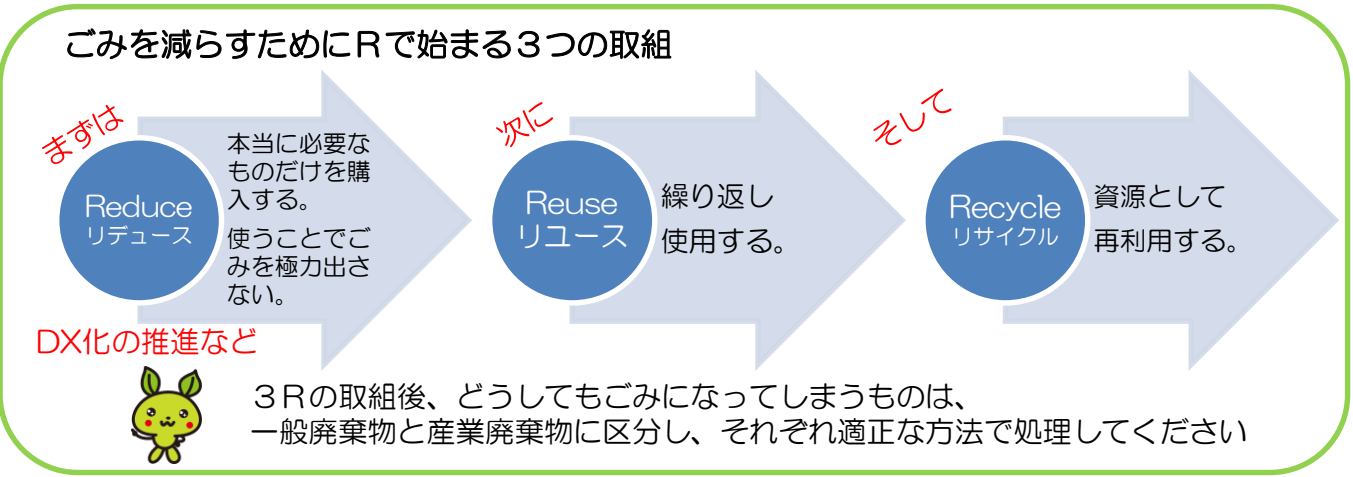


事業者の皆様へ

事業系ごみの減量とリサイクルについて

事業者はごみの減量に努めなければなりません

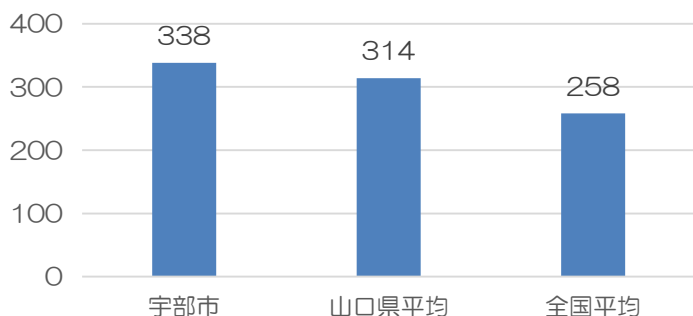
事業者は、自ら排出するごみの減量に努めることが法律により義務付けられています。ごみを減らすことや、リユース、リサイクルすることはもちろん、自社製品が廃棄された際に適正な処理が困難になることがないように工夫することも求められています。
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項)



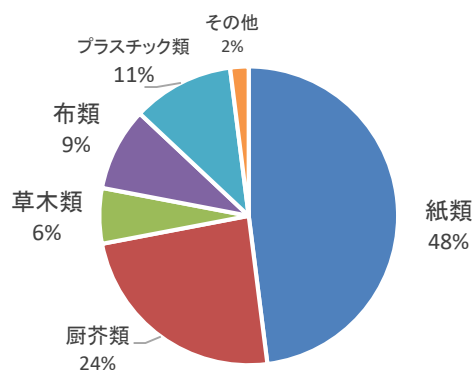
宇部市の事業系一般廃棄物の排出状況について

宇部市の事業系一般廃棄物の排出量は、全国平均・山口県平均に比べて多く、さらなる減量とリサイクルが求められています。事業者の皆様には、燃やせるごみの70%を占める紙類と厨芥類の減量及びリサイクルをぜひお願いします。

令和6年度 1人1日当たりの事業系一般廃棄物排出量 (g)



令和7年度燃やせるごみの内訳

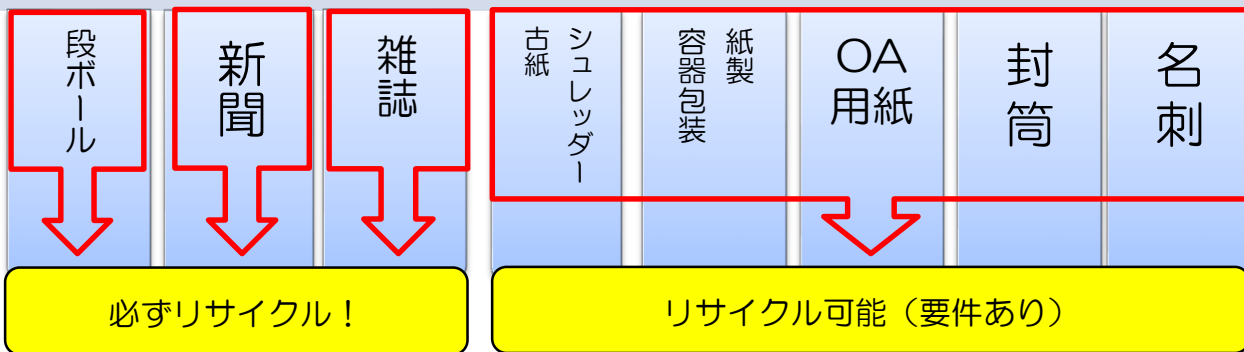


再生可能な紙類は宇部市焼却場へ搬入しないでください

宇部市のごみの総排出量のうち、86%が可燃ごみです。このうち、紙類が43%を占め、シュレッダー古紙やOA用紙類など、再生可能な紙ごみが大量に含まれています。（令和6年度実績）

排出事業者の皆様には、紙類の再生について、ごみの収集業者や古紙回収業者等とご相談の上、リサイクルを推進していただきますようお願いいたします。

再生可能な紙類（分別区分）



※汚れや臭いがついた紙・裏カーボン紙・感熱紙・合成紙・圧着はがき・防水加工紙・窓付き封筒などの加工された紙は、リサイクルできません。

「再生可能な紙類」受入業者一覧

段ボール・新聞・雑誌・シュレッダー古紙の持ち込みが可能な事業者です。事業者によっては、紙類の種類や量により受入れできないことがあります。
必ず、事前に受入れ要件についてお問い合わせください。



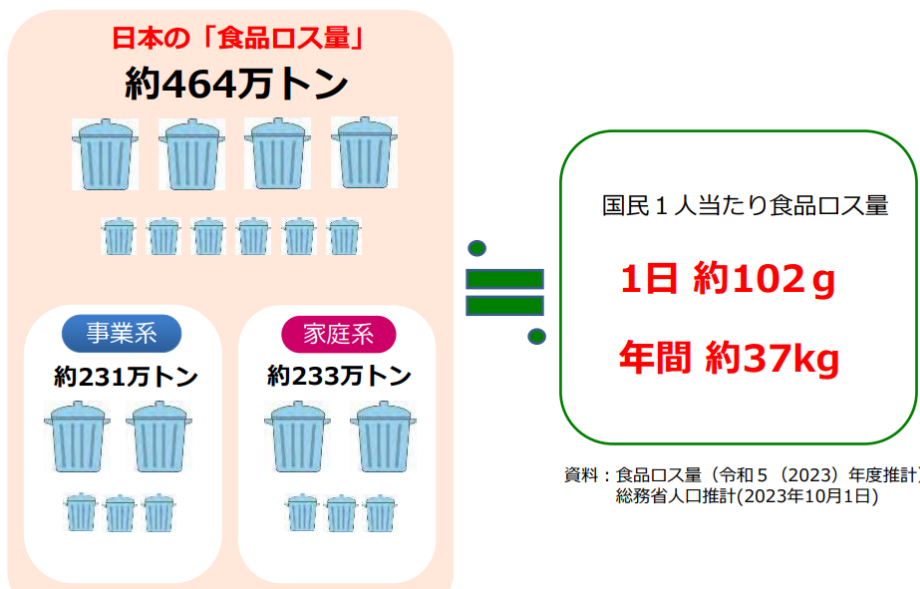
業者名	住所	電話
(株) エコル	宇部市大字川上字下面井手1066-1	34-1885
(有) 河村商会	宇部市新町10-21	21-0341
(有) 田中商店	宇部市黒石北二丁目9-43-7	41-1366
(株) 原田商店	宇部市南浜町一丁目3-8	31-3321
諸月商店	宇部市大字妻崎開作2011番地5	51-8910
山口資源(株) 宇部営業所	宇部市床波二丁目1-19 (お問い合わせは本社へ)	0835-26-6115

※50音順 令和8年4月現在の掲載協力店です。

食品ロスの削減に取り組みましょう

食品ロスとは食べられる食品でありながら廃棄されることをいいます。日本では年間464万トンもの食品ロスが発生しており、そのうち事業者からの食品ロスは、**50%の231万トン**にも上ります。

日本の食品ロスの状況（令和5年度推計値）



事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとされています。（**食品ロス削減推進法第5条**）

事業者の皆様には、下記の取組等についてお願いします。

食品ロス削減のために取り組めること



生産者・食品メーカーの方へ ⇒ 規格外品の活用をお願いします。

- ・加工品等への利用
- ・安価での販売
- ・フードバンク活動への協力 など

フードバンクのご相談は
地域福祉課（Tel.34-8325）まで



小売店の方へ ⇒ 完売の促進をお願いします。

- ・閉店間際、期限間近商品の割引販売 ・ばら売り ・少量パック等による販売
- ・需要予測精度の向上⇒季節商品については予約制とする等、需用に応じた販売の工夫
- ・ポスター ・店内放送等による周知啓発 など



外食事業者の方へ ⇒ 完食の推奨をお願いします。

- ・ハーフサイズや小容量メニューの導入
- ・宴会でのおいしい食べきり3010運動実施の呼びかけ
- ・食べ残しについてお客様の自己責任で持ち帰り用に提供 ・特典付与 など



すべての事業者の方へ ⇒ 社員の方への啓発・リサイクルをお願いします。

- ・食品ロスに関心を持ち、その実態を知って自分にできることを考える
- ・消費期限と賞味期限を正しく理解し、まだ食べられる食品を捨てない
- ・災害備蓄食料品などの適正在庫管理⇒消費期限の切れる前にフードバンクの活用
- ・回収業者による食品廃棄物の再利用 など

ごみの種類・量を把握し、減量しましょう！

事業者は、自ら排出するごみの減量に努めることが法律で義務付けられています。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量に取り組みましょう！
自ら排出するごみの現状を把握することが減量と適正処理の第一歩です。

ごみの排出状況を知り、削減の目標を立てましょう。

また、宇部市では、一般廃棄物を一定以上排出する事業者等に「事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書」の提出をお願いしています。（宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条及び宇部市事業系一般廃棄物の減量化等に関する要綱第7条）

提出依頼の通知があった事業者は、計画書の作成及び提出をお願いします。

資源化・減量化計画書提出先

宇部市公式ウェブサイトトップページから、ウェブ番号（1012423）を入力し、提出方法の下にある「電子申請フォーム」から提出してください。

事業所訪問を実施しています

多量排出事業者等を中心に市担当者が事業所を訪問し、ごみの減量、再資源化及び適正処理について、実態を確認するとともに、事業所での問題点や課題などを聞き取りながら、指導や助言を行っています。事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

事業所を対象にした「出前講座」をご利用ください

廃棄物の分類や適正排出の重要性などに加え、ごみの排出抑制やリサイクルの取組事例などをご紹介させていただきますので、社内研修等の機会にぜひ、ご利用ください。



山口県における食品ロス削減に取り組む事業者の取組支援制度

取組を実践する食品関連事業者、旅館・ホテル、飲食店等を登録し、取組を後押ししています。

ぶちエコ食品ロス削減パートナー制度：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/148247.html>

やまぐち食べきり協力店制度：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20817.html>



お問い合わせ 宇部市廃棄物対策課

TEL:(0836)34-8247 FAX:(0836)33-7294
E-mail:haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp